

ほくりく「食」と「農」の消費者ネット意見交換会(福井県)の概要

日時：令和6年12月6日（金曜日）

場所：北陸農政局福井県拠点2階共用大会議室

令和6年12月6日、『「食料・農業・農村基本法」及び新たな基本計画について』を本年度のテーマとして、福井県内の消費者団体7団体から10名の方々を招いて意見交換会を行いました。

開会にあたり、北陸農政局 本田局次長から「今年度は、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が25年ぶりに改正され、食料安全保障の考え方が新たに盛り込まれました。現在は、基本法に基づき今後5年間の具体的な計画を議論している状況です。本日は、改正された基本法のポイントと議論されている基本計画の内容を説明し、皆様と意見交換を行っていきたいと思います。また、日頃感じている農政に対する忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。」と挨拶しました。

最初に、各団体の方々から、食べ残しなどといった食品ロスを減らす「おいしいふくい食べきり運動」、環境問題への取組、自治体と連携した食品ロスや食育などの講座開設、野菜の摂取量を増やすための取組など、令和6年度に取り組まれた活動を中心に発表を行っていただきました。その後、情報交換を行い交流を深めました。

続いて、北陸農政局消費・安全部 中嶋消費生活課長から基本法改正のポイントについては、国民一人一人の食料安全保障や環境と調和のとれた食料システムを中心に基本理念等の説明を行いました。また、現在議論されている基本計画では、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方（いわゆる「買物困難者」等）や経済的理由により十分な食料を入手できない方（いわゆる「経済的困窮者」等）の増加による「食品アクセス問題」やコスト上昇に見合った価格改定が行われる環境整備の「合理的な価格改定」など、これらの具体的な施策を令和6年度末までに基本計画として取りまとめる予定であることを説明しました。

その後の意見交換では、「適正な価格形成」について「農産物の生産コスト増大など取り巻く状況や要因をいかに発信できるかが重要である。」「農業従事者に生産コスト上昇分の相当額がきちんと支払われる仕組みが重要である。」などの意見がありました。

また、「食品アクセス」については、「いわゆる買物困難者の方には、週1回の宅配では足りず、都市部・中山間地域ともに移動販売車を走らせている。」などの意見や、フードバンクの現状なども発言いただきました。

そのほかでは、政府備蓄米の無償交付制度についての質問や「米価の高騰によって、米離れが進むのではないかと危惧している。」といったご意見などもいただきました。

意見交換の後に、北陸農政局福井県拠点 藤岡地方参事官から福井県拠点の業務などについて情報提供を行い、最後に、北陸農政局 添野消費・安全部長から、「本日は、食料・農業・農村基本法について多岐にわたる内容となりましたが、本日配付した資料につきましては、団体皆様の活動の場で広めていただきたいと思いますし、引き続き、このような場を設定していき、情報提供していきたいと思っています。」と挨拶し、閉会しました。

意見交換会出席者

【消費者団体】 (7団体、10名)

福井県連合婦人会、福井県消費生活研究会、J A福井県女性組織協議会
福井県生活協同組合連合会、公益社団法人ふくい・くらしの研究所
福井県消費者グループ連絡協議会、公益社団法人福井県栄養士会

【北陸農政局】

北陸農政局次長
北陸農政局福井県拠点地方参事官
北陸農政局消費・安全部長
北陸農政局消費・安全部消費・安全管理官
北陸農政局消費・安全部消費生活課長 ほか